

## 南恩納区勢高排水路水害対策に関する陳情審査特別委員会委員長報告

南恩納区勢高排水路水害対策  
に関する陳情審査特別委員会  
委員長 比嘉秀康

本委員会は、令和7年3月6日の本会議において付託された陳情第4号について、令和7年3月25日、4月23日、5月23日、6月10日に委員出席のもと委員会を開催し4月23日には現地視察並びに参考人として、陳情者である南恩納行政区区長、参考人として恩納行政区区長より説明を受けました。3月25日、4月23日、5月23日、6月10日、9月17日に説明員として、企画課長、定住促進室長、農林水産課長、建設課長に出席を求め審査を行いました。

その経緯と結果を、ご報告致します。

### 【趣旨】

本陳情は、陳情者である南恩納行政区区長仲嶺真樹、南恩納区運営委員会から令和7年2月28日付けで陳情書が提出され、同日、恩納村議会陳情第4号として受理したものです。陳情の趣旨は、令和6年11月8日から10日にかけて沖縄県で北部豪雨が発生した、南恩納区においては11月10日午前10時頃、1時間弱の豪雨により床上浸水5件、床下浸水7件、また車両などへの浸水被害が発生しました。そのほか、令和5年8月に襲来した台風6号の影響により浸水被害を受けました。

これらの事象は地球温暖化に伴い今後ますます頻発、激甚化することが予想されます。

また、同地域は定住化促進事業としての計画と、現在リゾートホテルなどの開発が進められておりますが、住民に安全な住環境を提供する事は、村の責務であることからも早急に対策を講ずる趣旨内容で、以下の水害対策を強く要望するものである。

### 記

1. 勢高排水路の流域を含めた氾濫の原因究明と調査結果の開示
2. 勢高排水路の流域面積を網羅した排水計画を策定し、安心・安全な生活環境の整備を行うこと
  - (1) 水路放流部のフランプゲートの改修と排水ポンプの設置
  - (2) 村道勢高線雨水を海側へ直接放流
  - (3) 村道勢高2号線の雨水排水の地下浸透対策
  - (4) 勢高排水路の排水問題を解決したうえで本地域の開発を推進すること
  - (5) 排水路本線及び支線、沈砂池などの定期的な清掃の実施
3. リゾート開発区域内から雨水排水を勢高排水路へ放流させないこと

### 【審査結果】

本委員会としては、現地視察及び陳情者、参考人からの説明並びに担当課長からの説明等を踏まえ、下記の意見、提案を付記することとした。

### 記

### 【委員からの意見・提案】

1. 南恩納勢高河川地域すべてが水だめになっていることを踏まえ、排水問題を解決し排水計画をきっちりしたうえで、開発していただきたい。
2. 執行部の調査結果を踏まえ、地元との協議を重ねながら、不安感を払拭するよう、早めの改修を要請したい。

採決の結果、出席した全委員の賛成でもって、本陳情は採択とすべきものと決しました。以上、会議規則第41条の規定により、報告いたします。

## 陳情書委員長報告

谷茶区へ還元する事を求める  
陳情審査特別委員会  
委員長 當山直彦

本委員会は、令和6年9月9日の本会議において付託された陳情第13号、14号について、令和6年9月13日、9月25日、10月8日、11月18日、12月12日、令和7年6月9日に委員出席のもと委員会を開催し、10月8日に参考人として、陳情者である谷茶行政区区長石川要氏、評議委員當山正之氏より説明を受けました。令和6年11月18日、12月12日、令和7年6月9日に説明員として、総務課長、定住促進室長、税務課長に出席を求め審査を行いました。

その経緯と結果をご報告致します。本陳情は、陳情者である谷茶行政区区長石川要氏、評議委員當山正之氏から令和6年8月28日付けで陳情書が同日に2件提出され、同日、恩納村議会陳情第13号、14号として受理したものです。

陳情の趣旨は、「沖縄科学技術大学院大学関連の村へ入る税収は近年増額傾向にあると思えるが、税収において、入会権の観点から、大学院大学関連の村へ入る税収を軍用地分収金と同様の考え方で、税収の35%を谷茶区への還元を要望する」ものです。

沖縄科学技術大学院大学の用地として提供された土地とその周辺は、谷茶区民が先祖代々入会地として自家用建築材、薪炭材を得るなど利用・収益が許され、更には生活用水や農業用水の水源地として守り、保全してきた生活地域の糧でした。そこに、大学院大学が設置・開学され、谷茶区民の入会地の利用・収益は不可能となり現在に至っている。

平成29年にも谷茶区から陳情があり、議会で採択された。しかしながら、誘致計画当初に打ち出された、谷茶区周辺の門前町構想や周辺整備事業の現状は区民が期待した内容とは程遠く、再度陳情が提出された経過となっている。

平成29年の委員長報告で入会権に基づき、軍用地並みの交付金を支払うよう議会でも議決された経緯となっているが、行政当局としては、議決を受けて、谷茶区へ交付されている交付金は新たに平成29年に整備された交付金額であるとの見解を示している。

しかしながら、過去の経緯からも大学院大学関連の収入がある場合は、谷茶区への補助金や交付金として支給することが非公式ではあるが、当時の行政当局の意見としてあったことが、当時の委員会での調査や、谷茶区の当時の関係者の証言からも確認されている。

今回の陳情の趣旨は、大学院大学関連から村へ入る税収において、入会権の観点から、大学院大学関連の村へ入る税収を軍用地分収金と同様の考え方で、税収の35%を谷茶区への還元ができないものかとの検討願いである。

行政当局からの見解としては、大学院大学関連から派生した税金の税収というのは、一般財源であり、特定の谷茶区に交付するとなると特定財源化されてしまうことになりこれはできないとの説明を受けた。

しかしながら、これまでの入会権の観点から、民法的にも規定された慣習法に基づく権利であり、恩納村は村内の他の行政区に対し、恩納村の軍用地料収入から入会権に基づき、分収金として補助金を交付している事実もあり、谷茶区からの陳情については委員会としても、法的、理論的にも十分にその根拠は認められるものと考える。

また、本委員会としては、その還元金の算定方法についても、調査、精査を図り、新たな算定方法で、導きだせないものかとの意見もあった。

谷茶区は、財源確保が出来た場合は、今後の若者世代の定住化政策として、将来の定住化へ向け、自治会で土地を購入し、若者世代の定住化を図ることも検討している。

村の施策と同様に定住化政策を進める見解であるが、財源確保に苦慮しているのが現状である。

それらのことを踏まえ、行政当局は今般の陳情を再認識し、今後は、県主導のもと、村と連携し谷茶区の課題解決に向け、互いに情報共有を図りながら協議会を開催し、谷茶地域における定住化促進に繋がる事業展開が効果的に実現するよう提案するものである。

採決の結果、出席した全委員の賛成でもって、本陳情は採択とすべきものと決しました。  
以上、会議規則第41条の規定により、報告いたします。